

会員各位

日本臨床美術協会

「臨床美術」と「臨床美術士」は TOPPAN 芸造研の登録商標です。  
この商標を会員の皆さまに使っていただくために、会員の皆さまに代わって日本臨床美術協会が申請を行い全会員について商標使用許諾を受けていますのでお知らせいたします。

\* \* 次ページの申請書内容をご確認ください \* \*

## 商標使用承諾通知書

No. 2026-1

日本臨床美術協会 会員 様

下記申請内容及び使用条件に従い、2026 年 4 月 1 日から1年間、本件商標を使用することを許諾いたします。

2026 年 4 月 1 日

TOPPAN 芸造研株式会社  
東京都千代田区神田駿河台2-1 OCCビル7階



◎「商標」を使用する際は、TOPPAN 芸造研の登録商標であることを明記してください。

使用例:

- ・「臨床美術」および「臨床美術士」は日本における TOPPAN 芸造研株式会社の登録商標です。
- ・臨床美術®

◎対象物

・事業名称 ・名刺 ・講座名 ・セミナー名 ・展示会出展名称 ・チラシ ・看板 ・自己のウェブサイト ・SNS (Instagram、Facebook、X、Threads、YouTube など)
---

◎企業の宣伝広告活動、又は、販売・頒布する物品・グッズは、許諾の対象となっておりませんので、商標を使用することを希望する場合、個別に TOPPAN 芸造研株式会社に相談の上、事前の許諾を受けてください。

連絡先: [school@zoukei.co.jp](mailto:school@zoukei.co.jp)

## 【参考】 商標使用許諾申請書

## TOPPAN 芸造研株式会社 御中

本件商標：①「臨床美術」（登録番号：第 5285302 号、第 5296163 号）

認定級	臨床美術士 5・4・3・2・1級	申請日	2026年 4月 1日
会社・団体名	日本臨床美術協会 会員		

②「臨床美術士」（登録番号：第 4973611 号）

TOPPAN 芸造研株式会社が保有する本件商標の使用を、以下の通り申請します。

対象物	・事業名称 ・名刺 ・講座名 ・セミナー名 ・展示会出展名称 ・チラシ ・看板 ・自己のウェブサイト ・SNS (Instagram、Facebook、X、Threads、YouTube など)
-----	--

※企業の宣伝広告活動、又は、販売・頒布する物品・グッズに、本件商標を使用することを希望する場合、個別に TOPPAN 芸造研株式会社に相談の上、事前の許諾を受けてください。

■使用条件：本件商標の使用にあたっては、以下の「使用条件」に同意します。

①地域	日本国内
②使用制限	本件商標の使用は、特定非営利活動法人日本臨床美術協会が認定する臨床美術士資格認定会員に限る。
③表示	公衆が明確に認識できる方法で本件商標の使用対象物に以下いずれかの脚注を添える。 ・「『臨床美術』及び『臨床美術士』は、日本における TOPPAN 芸造研株式会社(株)の登録商標です」 ・臨床美術®
④報告	TOPPAN 芸造研株式会社の承諾通知書発行から3ヶ月以内に、本件商標の各使用対象物の原案(印刷前)各 1 部を TOPPAN 芸造研株式会社の窓口となっている、日本臨床美術協会に提出する。原案の提出が不可能な場合は、本件商標の使用状況が確認できるカラーの写真、プリントアウト、コピー等を提出する。 * 日本臨床美術協会の代申請による許諾の場合は報告を省略することができる。
⑤禁止事項	TOPPAN 芸造研株式会社の事前の書面による承諾なく、以下の各号を行ってはならない。 (1) 本件商標の使用権を第三者に譲渡し又は再許諾すること。 (2) 企業の宣伝広告活動、又は、販売・頒布する物品・グッズに本件商標を使用すること。 (3) 前各号の他、TOPPAN 芸造研株式会社又は本件商標の品位、名譽を損なう行為。 (4) 本件商標の一部を改変して使用する行為。
⑥使用中止	以下の場合、TOPPAN 芸造研株式会社は、直ちに本件商標の使用許諾を中止することができ、以後申請者は本件商標及び類似の商標を使用してはならない。当該使用中止により生じた損害について TOPPAN 芸造研株式会社は一切の責任を負わない。 (1) TOPPAN 芸造研株式会社が承諾した申請内容又は使用条件の一に違反した場合。 (2) 日本臨床美術協会の会員資格を失った場合。
⑦更新	使用許諾期間を更新するときは、再度、本使用許諾申請書を提出し TOPPAN 芸造研株式会社の承諾を受ける。 ( * 日本臨床美術協会が代行して更新申請を行いますので、個々に更新申請の必要はありません )